

グローバル現地訪問レポートに関する特約

2026年5月1日制定

第1条（適用範囲）

- 1 このグローバル現地訪問レポートに関する特約（以下「本特約」といいます）は、当社がシンガポール法人 Confirmis Holdings Pte Ltd.（以下「Confirmis」といいます）から許諾を受けて提供するグローバル現地訪問レポート（以下「本レポート」といいます）に関して、必要な事項を定めるものです。
- 2 本特約は、TSR 企業情報利用約款（以下「約款」といいます）に対する特約です。本レポートの提供に関して本特約に規定がない事項は、約款の規定が適用されます。また、本特約に定義のない用語は、約款での定義と同一の意味を有するものとします。
- 3 約款の「本データ」に関する規定は、本特約で適用が除外されていない限り、本レポートにも適用されます。
- 4 本特約と約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第2条（特約の変更）

当社は、本特約を変更することができます。約款第2条の規定は、本特約の変更に準用します。

第3条（データライセンス規定の不適用）

- 1 本レポートの利用にあたっては、約款第15条の規定を「利用者による本データの利用条件は、本則及び料金表のほか、本約款の特約である「グローバル現地訪問レポートに関する特約」の定めによるものとします。」と読み替えるものとします。
- 2 約款の別記「データライセンス規定」は、本レポートの利用には適用しません。

第4条（本レポートを利用することができる者の範囲）

- 1 本レポートを利用することができる者の範囲は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 利用者に法人番号がある場合
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項で定義されるものをいいます。以下同じ）によって識別される法人又は団体の範囲内で利用することができます。
 - (2) 利用者が法人番号のない団体の場合
利用者が民法上の組合など法人番号がない団体の場合における本レポートを利用することができる者の範囲は、法人番号がある場合に準じます。なお、利用者は、その範囲に疑義があるときは、当社に確認するものとし、また、当社の指示に従うものとします。
 - (3) 利用者が個人の場合
利用者本人に限り利用することができます。
- 2 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員（利用者が責任を負う限りにお

いて利用者に派遣される派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条で定義されるものをいいます）を利用者の職員に含めることができます）のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本レポートの取扱いをさせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員（役員又は職員であった者を含みます）の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとします。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、利用者は、利用者の業務において必要な場合には、本レポートを弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の法律上の守秘義務を負う専門職に開示することができます。当該専門職による本レポートの取扱いは、利用者の役員及び職員による取扱いに準ずるものとし、その範囲内で当該専門職は第三者には該当しないものとします。

第 5 条（非保証）

当社は、利用者に対し、本レポートに関して、正確性、完全性、最新性、適時性、整合性、一意性、妥当性、有用性、目的適合性等を有することを保証せず、その他一切の品質保証をしません。

第 6 条（複製）

利用者は、自ら利用するために必要な最小限の範囲において、本レポートを複製することができるものとします。

第 7 条（禁止事項）

利用者は、本レポートを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 第三者に開示又は漏えいすること。
- (2) 本特約により認められる場合を除き、著作権法その他の法令に違反する行為をすること。
- (3) 事業上の意思決定における唯一の根拠として使用すること。
- (4) 利用者の事業外の目的で利用すること。
- (5) 法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
- (6) 前各号で規定するほか、利用者が本レポートを利用することにより当社又は Confirmis の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。

第 8 条（秘密保持）

- 1 利用者は、利用契約に基づき開示されるすべての情報（以下「秘密情報」といいます）を厳重に秘密として保持するものとし、正当な理由なく第三者に開示してはならないものとします。
- 2 利用者は、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

第 9 条（個人情報保護）

- 1 利用者は、本レポートに含まれる個人情報の取扱いをするにあたっては、個人情報保護法を遵守しなければなりません。なお、利用者が個人情報保護法第 16 条第 2 項で定義される個人情報取扱事業者に該当しない場合でも、個人情報取扱事業者準じて個人情報

報の取扱いをしなければなりません。

- 2 利用者は、法令の定めを根拠として、本レポートに含まれる個人情報により識別される特定の個人から、当該個人情報の開示請求若しくは当該個人情報の提供元の開示請求又はその他の権利主張を受けた場合には、その旨を直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従うものとし、その指示が適法である限り異議を述べないものとします。

第 10 条（必要な設備機器等）

- 1 利用者は、本レポートを利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
- 2 利用者は、本レポートを利用するにあたり必要なコンピュータウイルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
- 3 利用者は、本レポートを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

第 11 条（作業等の委託）

利用者は、本レポートの複製、保管又はその他の作業等を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。

第 12 条（消去・廃棄）

- 1 利用者は、本レポート又は本レポートを利用するための説明書等の資料を利用する必要がなくなった場合には、当社の承諾を得ることなく、その消去又は廃棄をすることができます。ただし、当社からの貸与品で返却を要するとき又は当社が理由を示して保全を求めたときは、この限りではありません。
- 2 本レポートが記載された書面及び本レポートを利用したコンピュータのハードディスク等を廃棄する場合は、利用者の責任と負担により、これを細断、溶解若しくは自家焼却又はデータ消去ソフトの使用など再利用できない状態にするものとします。
- 3 当社は、本レポートの利用状況を確認するため、本レポートの消去及び廃棄を行った利用者に対し、消去廃棄証明書の提出を求めることができ、利用者は、これに速やかに応じるものとします。
- 4 消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。

以上